

人権を考える

問い合わせ 生涯学習課(☎26888)



～病気と人権～

新型コロナウイルス感染症は、当初未知の病気で、急速な感染拡大により、人々に不安な気持ちを広げ、偏見や誤解を生み、感染者を遠ざけたり根拠のないうわさ話や誹謗中傷などの人権侵害を起しました。こうした人権侵害は以前にも起こっており、その代表的な事例を紹介します。

ハンセン病

感染力が極めて弱い病原菌による病気で、かつては「らい病」と呼ばれました。1873年にハンセン氏により「らい菌」が発見され、感染症であることが分かりました。1931年に「らい予防法」が制定され、全てのハンセン病患者の強制隔離が進められました。各県では「無らい県運動」の下、患者を各地の療養所に強制収容したり、自宅を徹底的に消毒したりしました。

これらの行いは、人々に恐ろしい病気というイメージを植え付け、偏見や差別を助長していきました。治療薬の開発後も、らい予防法が廃止さ

れる1996年まで隔離政策は続けられました。2001年にらい予防法について国の責任を認める判決が出され、2019年には患者家族の差別被害に対する国の責任が認められました。しかし、患者に対する偏見や差別はなくなり、故郷や家族と関係が回復できないなど、社会から孤立した生活が続いている人もいます。

HIV感染とエイズ

1981年に初めて症例が報告され、急激に世界中に拡大したHIVウイルスによる感染症です。2022年までで、世界中に約3900万人のHIV感染者があり、毎年130万人ほどの新規患者が出ていると推定されています。エイズは発生当時、不治の病として多くの偏見を生みましたが、現在では治療薬が開発され、早期に治療を行うことで普通の生活を送れるようになりました。HIVウイルスは感染力が弱く、日常生活ではうつりません。感染経路

は主に性行為・血液・母子感染に限られるため、正しい知識をもって予防対策をとることで、HIV感染のリスクを減らすことができます。

正しい知識と理解を持つ

病気に対して、正しい知識と理解を持って判断することが大切です。病気に苦しむ患者や家族の不安と悩みを理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

市では、令和2年12月に「藤岡市感染症患者等の人権の擁護に関する条例」を制定しました。条例は、市・市民・事業者の責務を規定し、それぞれの立場で感染症に対する必要な知識を持って適切に行動することで、人権が尊重され、心豊かな地域社会を実現することを目的としています。条例の趣旨を理解し、互いの人権を大切にしたい行動がとれるよう心がけましょう。

人権相談 午後1～3時、直接会場へ▽市役所本庁舎Ⅱ第2・4金曜日▽地域づくりセンター 鬼石Ⅱ第3木曜日



たばこについて考える

健康づくり課(☎2808)

たばこには、5300種類以上の化学物質と70種類以上の発がん物質が含まれています。脳卒中や心臓病などのさまざまな生活習慣病やがんを引き起こし、多くの命と健康を奪い続けています。このほかに喫煙は、免疫の機能を低下させ、呼吸器系の炎症や損傷を引き起こし、さまざまな感染症の発症・重症化、認知症や骨折などのリスクを高めます。また、喫煙は健康面だけでなく、たばこ代や医療費がかかるといった経済面や、皮膚のくすみやしわなどの美容面などいろいろな損失を伴います。

近年、日本の喫煙率は低下していますが、喫煙による健康への影響は20～30年遅れて顕在化するため、今なお大きな健康被害が続いています。2019年時点で喫煙が原因

で死亡したと推定された人数は年間約19万人にのぼり、喫煙は高血圧と並んで、日本人が命を落とす2大リスク要因の1つです。

受動喫煙

受動喫煙とは、たばこを吸っていないくても、他人の喫煙により発生したたばこの煙を吸わされることです。受動喫煙は健康に大きな影響を与えることが明らかになっており、肺がん・虚血性心疾患（心筋梗塞・狭心症）・脳卒中・乳幼児突然死症候群が受動喫煙によってリスクが高まる病気として挙げられます。

ニコチン依存症

たばこは手軽なストレス解消法のように思えるかもしれ

ませんが、喫煙しない時間が続くとイライラする、喫煙して落ち着いた感覚になる、これらはニコチン依存症の症状です。加熱式たばこにも紙巻きたばこと同程度のニコチンが含まれています。

ニコチンに依存した生活から逃れるのは簡単なことではありません。しかし、次のいくつかの条件に当てはまる場合、健康保険を利用して禁煙治療を受けることができますので、活用してみましょう。

○条件Ⅱ▽自らが直ちに禁煙をしたいと望んでいる▽スクリーニングテストでニコチン依存症と診断された

禁煙治療では、禁煙補助薬を使うことで、離脱症状（禁断症状）を和らげることができ、禁煙治療を希望する場合は、かかりつけ医に相談してください。

5月31日は「世界禁煙デー」 週間：5月31日(金)～6月6日(木)

5月31日は、WHO（世界保健機関）により定められた「世界禁煙デー」です。また、厚生労働省では毎年5月31日から6月6日を「禁煙週間」と定めています。自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか。

6月の休日当番医

診療時間は原則午前9時～午後6時 歯科医院は午前9時～正午 ※急な変更が発生する場合があります。必ず連絡の上、受診してください

日	医療機関	産婦人科	歯科
2日(日)	斎藤 藤 医院 藤 緑 町・☎20765	山崎 外科 医院 芦 田 町・☎21331	藤岡 総合 病院 中 栗 須・☎23311
9日(日)	篠塚 病 院 篠 塚・☎29261	よしだ内科クリニック 白 石・☎58958	むらかわ 歯 科 中 栗 須・☎26480
16日(日)	光 病 院 光 本 郷・☎241234	飯塚クリニック 下 戸 塚・☎407700	茂 木 歯 科 医 院 鮎 川・☎28788
23日(日)	鬼石 病 院 鬼 石・☎23121	薬師寺整形外科クリニック 下 栗 須・☎201555	山 川 歯 科 医 院 鬼 石・☎55693
30日(日)	くすの木 病 院 旭 町・☎23111	やまうち 内 科 2 丁 目・☎245792	大 竹 歯 科 医 院 6 丁 目・☎20297
			飯 島 歯 科 医 院 仲 町・☎21177

◎救急テレホンサービス(☎26699) 緊急に対応できる医療機関を24時間案内します